

子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）の取組状況

平成 29 年 4 月 18 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

平成 30 年 5 月 25 日

児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議

目 次

1 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化

- ① 国民運動の推進に向けた官民協議会の開催 1
- ② 児童買春・児童ポルノの被害防止及びインターネットにおける児童ポルノの流通・閲覧防止のための国民に対する広報・啓発活動の推進 … 1
- ③ 海外渡航者への啓発 3
- ④ ウェブサイトによる政府の取組の情報発信 3
- ⑤ 児童の権利条約、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書等に関する国内広報の実施 4
- ⑥ 人身取引事犯撲滅のための広報・啓発活動の実施 4
- ⑦ 若年層に対する教育・啓発等に従事する者への研修等の実施 5
- ⑧ 被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進 6
- ⑨ 民間団体等が行う活動助成に関するアクセスの向上 6
- ⑩ 児童の保護に向けた民間団体による啓発活動への支援 7
- ⑪ 青少年インターネット環境整備法等に基づく総合的な被害防止対策の推進 8
- ⑫ 「女性に対する暴力をなくす運動」における取組 9
- ⑬ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等における取組 10
- ⑭ 「児童虐待防止推進月間」における取組 11
- ⑮ 外国捜査機関との連携と国際捜査共助の充実 11
- ⑯ 児童の性的搾取等に係る対策の基本計画に係る国際的な情報発信… 12
- ⑰ 国際的取組への参画を通じた国際連携の強化及び国際社会への情報発信の推進 13
- ⑱ 「オンラインの児童性的搾取撲滅のための WePROTECT 世界連携」への参画 13
- ⑲ 児童の性的搾取等対策に関するセミナーの開催 14
- ⑳ 人身取引事犯撲滅のための国際的な連携の推進のためのプラットフォームづくり 14
- ㉑ 児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書の着実な履行及び国内の取組に関する国際社会への情報発信 15

2 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援

- ① 官民が協力して実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の推進17
- ② 児童の安全・安心なインターネット利用のための啓発活動の実施...18
- ③ 青少年の安全・安心なインターネット利用のための地方連携体制構築の支援20
- ④ 児童のインターネットの適切な利用に向けた地域・家庭における周知・啓発活動への支援20
- ⑤ 学校における情報モラル教育の充実21
- ⑥ 青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（I L A S）の策定及び公表22
- ⑦ 少年を取り巻く有害環境の浄化対策のための調査22
- ⑧ 街頭補導の推進23
- ⑨ 少年指導委員による少年の健全育成のための活動の推進23
- ⑩ 少年鑑別所における非行のある少年等に対する支援24
- ⑪ サイバー防犯ボランティア活動の支援の強化24
- ⑫ ひとり親家庭に対する支援25
- ⑬ ひとり親家庭の親への就労支援26
- ⑭ 若者に対する就労支援27
- ⑮ 生活困窮者に対する支援27

3 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進

- ① 児童の保護に向けた民間団体によるツール対策への支援28
- ② 携帯電話事業者、第三者機関等によるフィルタリングの普及促進に向けた自主的取組の支援29
- ③ 「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の運用支援29
- ④ インターネット上の違法・有害情報対応相談業務への支援30
- ⑤ ブロッキングの実効性向上に向けた諸対策の推進30
- ⑥ 出会い系サイト及びコミュニティサイトに対する事業者対策の実施32
- ⑦ 児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進32

⑧ インターネット・ホットラインセンターの運用	33
⑨ 防犯ボランティアの活動を強化する気運の醸成等による繁華街・歓楽街における犯罪組織、違法風俗店等の排除等	33

4 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進

① 児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備	35
② 相談者の利便性に配慮した対応	36
③ 子供の人権問題への適切な対応	36
④ 安心な社会を創るための匿名通報事業の周知	37
⑤ 児童の性を売り物とする営業に関与する児童の補導の推進	37
⑥ サイバー補導の推進	38
⑦ 児童相談所・市町村における児童等への支援等	38
⑧ 性犯罪被害者が情報入手する際の利便性の向上	39
⑨ 性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実	39
⑩ 人身取引事犯における被害者の保護の推進	40
⑪ 被害児童に対する継続支援の実施	40
⑫ 婦人保護事業における要保護女子等の保護・支援	41
⑬ 児童福祉施設等における支援	42
⑭ 日本司法支援センターによる支援	43
⑮ 心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等	43
⑯ 被害児童に対する調査研究の実施	44
⑰ 暴力の被害実態等の調査の実施	44
⑱ 相談・支援の在り方の検討	45

5 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生

① 児童の性を売り物とする営業の禁止等に関する条例制定の支援	46
② 児童ポルノに関わる規制についての検討に資するための調査	46
③ 児童の性的搾取等事犯に対する取締りの強化と厳正な対応	47
④ 風俗実態の把握及び風俗関係事犯の取締りの推進	48
⑤ 悪質な関連事業者に対する責任追及	48
⑥ 子供女性安全対策班による活動の推進	49
⑦ 児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化	49
⑧ 捜査・公判における犯罪被害児童等の保護	50
⑨ 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の実施	51

⑩	少年院における性非行防止指導の実施	51
⑪	保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの実施	52
⑫	子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の運用	53

6 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

①	潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員 の意識啓発	54
②	被害児童の早期発見・支援活動の推進のための学校関係職員の対応能力 の向上	54
③	性的被害児童等に対するケアに関する研修の実施	55
④	日本司法支援センターによる支援体制の充実	55
⑤	情報教育の推進のための研修の実施	55
⑥	児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上	56
⑦	被害児童の心情に配慮した聴取技法の普及	56
⑧	被害児童の支援担当者への研修内容の充実	56
⑨	検察官に対する研修等の実施	57
⑩	学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセ ラー等の配置等の推進	57
⑪	被害児童に対する継続的支援のためのカウンセリング態勢の整備	58
⑫	児童相談所の体制及び専門性の強化	58
⑬	婦人保護事業における要保護女子等の支援体制の強化	59

1 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化

① 国民運動の推進に向けた官民協議会の開催

関係府省庁と教育関係団体、医療関係団体、事業者団体、NPO等で構成する協議会を開催し、児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民運動を官民一体となって推進するとともに、積極的な情報・ノウハウの共有による官民の適切な役割分担の下での効果的な取組の推進を図る。

(警察庁、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

- ・ 平成 29 年 10 月 27 日、「子供の性被害撲滅対策推進協議会」を開催し、同協議会の規約及び活動方針を見直すとともに、意見交換を実施。
(警察庁)

② 児童買春・児童ポルノの被害防止及びインターネットにおける児童ポルノの流通・閲覧防止のための国民に対する広報・啓発活動の推進

児童買春・児童ポルノの被害状況の分析結果を踏まえ、ウェブサイト、政府広報等により児童買春・児童ポルノの被害防止に向けた広報・啓発活動を推進するほか、児童買春・児童ポルノは児童に対する重大な人権侵害であることを周知する。また、保護者説明会、非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等において、学校、地域、家庭等を対象に、自画撮り被害（だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の児童ポルノ被害をいう。以下同じ。）を防止するための広報・啓発活動を推進する。

さらに、インターネット上からの児童ポルノ排除の更なる促進を図るため、非行防止教室やサイバーセキュリティに関する講習等の場を含む様々な機会を捉え、流通・閲覧防止に関する取組や児童ポルノに係る違法情報の関係機関への通報等について、官民一体となって国民に対する幅広い広報・啓発活動を推進する。

(警察庁、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

- ・ 児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害事犯は、子供の人権を侵害する悪質な犯罪であることを国民に周知するための広報・啓発用ポスター（日本ユニセフ協会、ECPAT共催）を作成し、11月の「子供・若者育成支援強調月間」等に併せて掲出するとともに同ポスターを警察庁のウ

ェブサイトに掲載。また、児童ポルノの被害状況の分析結果を踏まえ、中・高校生向けの自画撮り被害防止啓発用マンガ冊子及び動画コンテンツ（政府インターネットテレビを活用）を作成・配布（配信）（ポスター約 3 万 3,000 枚、自画撮り被害防止啓発用マンガ冊子約 2 万 3,000 部作成）。

（警察庁）

- ・ いわゆる「JKビジネス」の被害防止に係る広報啓発資料を作成し、警察庁ウェブサイトにおいて公開するとともに、「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」（平成 29 年 4 月）等を通じて都道府県警察において広報啓発活動を実施（平成 29 年 4 月から同年 12 月までの間、商業施設や駅前等における広報啓発キャンペーンを 3,839 回、街頭掲示板やウェブサイト等のマスメディアを活用した活動を 1,539 回、SNSを活用した活動を 150 回）。

（警察庁）

- ・ 「ネットを通じた子供の性被害の防止に向けた国家公安委員会委員長と文部科学大臣の共同メッセージについて」を発信。

（警察庁・文部科学省）

- ・ インターネット利用を通じた児童の犯罪被害防止活動として、都道府県警察において、平成 29 年中に、非行防止教室、保護者説明会等における啓発活動を約 3 万回（保護者約 36 万人、児童約 360 万人）実施。

（警察庁）

- ・ 出会い系サイト及びSNS（コミュニティサイト）の利用に係る犯罪被害を防止するためのリーフレットを作成し、各都道府県警察を通じて中・高校生等に配布するとともに、警察庁ウェブサイトにおいて公開。

また、大手携帯電話事業者にも配布し、各社による啓発活動等に活用。

（警察庁）

- ・ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」中の平成 29 年 7 月 3 日、「子供の性被害の根絶を目指して」をテーマとする「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」を開催。同シンポジウムでは、大学教授による「性被害と子供への支援」と題した基調講演の後、警察や青少年育成団体副会長、大学教授等によるパネルディスカッションを実施し、約 190 人が参加。

（内閣府）

- ・ インターネット上のマナーやインターネットを通じた性被害等を含むトラブル、家庭でのルールづくりの重要性等を周知するため、PTA等と連携した保護者向けの学習・参加型のシンポジウム（ネットモラルキャラバン隊）を全国 10 か所（保護者等が約 3,000 人参加）で開催。

(文部科学省)

③ 海外渡航者への啓発

外務省の作成する海外渡航者向けに配布している「海外安全虎の巻」の「ケーススタディ～旅先のトラブル事例と対策～」において、日本人が「犯罪者」となるケースとして「売買春」を挙げ、買春行為は多くの国で禁止されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等は日本の法律により国外犯として処罰の対象となる旨を説明し、広報・啓発活動を推進する。

(外務省)

- ・ 2018年版「海外安全虎の巻」にて日本人が子供の性被害の加害者とならないよう注意を促し、同虎の巻を全国各地のパスポートセンター、旅行代理店、海外安全ホームページ、企業等に対する安全対策セミナー等を通じて海外渡航者に発信し、広報・啓発を実施。

(外務省)

④ ウェブサイトによる政府の取組の情報発信

警察庁のウェブサイトにおいて、児童の性的搾取等に係る対策に関するコーナーを設けて児童の性的搾取等に係る対策に関する政府の取組を情報発信する。

(警察庁)

- ・ 警察庁のウェブサイトにおいて、子供の性被害対策のコーナーを設け、児童ポルノ事犯の検挙被害状況、被害防止対策、児童ポルノの深刻さ、政府による取組、子供の性被害撲滅対策推進協議会等について掲載し、国民の意識の向上を図った。

(警察庁)

⑤ 児童の権利条約、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書等に関する国内広報の実施

外務省のウェブサイトにおいて、児童の権利条約に関するコーナーを設け、児童の権利条約、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書（児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書をいう。以下同じ。）、児童の権利委員会に提出した政府報告及び同政府報告に対する同委員会の最終見解並びに児童の権利条約リーフレットの電子データを掲載し、国内広報を行う。

（外務省）

- ・ 外務省のウェブサイトにおいて、児童の権利条約に関するコーナーを設け、児童の権利条約、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書、児童の権利委員会に提出した政府報告及び同政府報告に対する同委員会の最終見解並びに児童の権利条約リーフレットの電子データを掲載し、国内広報を実施。

（外務省）

⑥ 人身取引事犯撲滅のための広報・啓発活動の実施

性的搾取等の需要側に対する啓発及び国民の意識向上に向けて人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高等専門学校等、日本旅行業協会、国際移住機関（IOM）その他関係機関・団体に配布する。

（内閣府、内閣官房、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省）

- ・ 性被害等（性的搾取等）の加害（需要）側に対する啓発及び国民の意識向上に向け、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高等専門学校等、日本旅行業協会、国際移住機関（IOM）その他関係機関・団体に配布。

（内閣府）

- ・ 人身取引被害申告リーフレットを作成し、26万8,600部を都道府県警察、大使館、NGO等に配布するとともに、警察庁ウェブサイトにも掲載し、また、平成29年は、新たに不動産関連団体等に対しても、同リーフレット及び内閣府作成に係るリーフレットの活用に関し、集合住宅の掲示板

等への掲示を依頼するなど被害者の目に触れやすい場所に備え付けるなどした。

(警察庁)

⑦ 若年層に対する教育・啓発等に従事する者への研修等の実施

若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図るため、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象に、女性に対する暴力の予防啓発に関する研修等を行う。

(内閣府、文部科学省)

- ・ 若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者、地方公共団体において若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を担当している行政職員、若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を行っている民間団体等を対象に、若年層における女性に対する暴力の現状や、効果的な予防啓発の手法等について学ぶ研修を実施。

(内閣府)

- ・ 健康教育に関する指導者養成研修において、健康相談・保健指導の基本的な考え方、心身の健康問題やその背景の把握方法、保健指導内容、児童やその保護者への基本的な対応方法等について、演習等を実施(245名が参加)。

(文部科学省)

- ・ 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議決定)を踏まえ、このような問題に直面した際に学生等が相談できる窓口などの情報をまとめた資料を作成し、都内の大学等180校へ配布するとともに、ガイダンスや防犯指導の際に活用できるよう、教育委員会や大学等へ周知。

(文部科学省)

⑧ 被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進

シンポジウムの開催等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等を広く周知し、国民の理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努める。

(警察庁、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省)

- ・ 性被害に遭った子供やその保護者に対して被害申告や相談を促すことで被害の潜在化を防ぎ、迅速な保護及び適切な支援を推進するため、性被害の相談窓口及び支援内容を周知するリーフレットを3万2,000部作成し、都道府県警察・関係府省に配布するとともに、警察庁ウェブサイトに掲載。

(警察庁)

- ・ 性犯罪被害者の置かれた状況等を周知し、支援の必要性に関する理解を得て、支援の輪を広げるための広報啓発活動として、平成29年度は、「性犯罪被害者支援の充実をめざして」をテーマに、犯罪被害者支援に関わる関係機関や民間被害者支援団体との共同による「全国犯罪被害者支援フォーラム2017」を10月に開催し、約500人が参加。

(警察庁)

⑨ 民間団体等が行う活動助成に関するアクセスの向上

警察庁のウェブサイトには設ける児童の性的搾取等に係る対策に関するコーナーにおいて、民間団体等が行う助成事業に係る情報を集約して当該情報が掲載されたウェブサイトへのリンクを貼ることにより、児童の性的搾取等に係る対策に関する調査研究や被害者の支援等の活動に従事する研究者、ボランティア団体等からの活動助成事業に係る情報に対するアクセスを向上させる。

(警察庁)

- ・ 警察庁のウェブサイトに設けた子供の性被害に係る対策に関するコーナーにおいて、民間団体等が行う助成事業に係る情報を集約して掲載している「公益財団法人助成財団センター」のウェブサイトへのリンクを貼ることにより、子供の性被害に係る対策に関する調査研究や被害者の支援等の活動に従事する研究者、ボランティア団体等からの活動助成事業に係る情報に対するアクセスを向上させた。

(警察庁)

⑩ 児童の保護に向けた民間団体による啓発活動への支援

児童がインターネットを介して犯罪に巻き込まれる事案を未然に防止するため、安心ネットづくり促進協議会等の民間団体がフィルタリングの普及等を目的として実施する啓発活動やその検討の場等に参加し、必要な情報の提供や助言等を行うことを通じて、被害防止のための啓発活動等の継続的な実施を支援する。

(総務省、経済産業省)

- ・ 安心ネットづくり促進協議会が行う、青少年のインターネットリテラシーの向上を目的とした普及啓発活動や調査研究事業の検討の場である普及啓発広報委員会及び調査研究委員会下の各作業部会（普及啓発活動作業部会（平成 29 年度：2 回開催）及び調査検証作業部会（平成 29 年度：3 回開催））に参加したほか、高校生 ICT カンファレンス実行委員会（平成 29 年度：4 回開催）に参加し、青少年インターネット環境整備法の趣旨等を踏まえた内容・方向性についての助言を実施。

(総務省)

- ・ 青少年の安心・安全なインターネット利用に向けて、総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、児童生徒、保護者及び教職員を対象とした啓発講座である「e-ネットキャラバン」を実施（平成 29 年度実施件数：2,309 件、受講人数：約 39 万人）。また、平成 28 年度から保護者・教職員を対象にスマートフォンのフィルタリングの内容及び設定方法についての講座を新設し、違法・有害情報のフィルタリングについての理解の向上を図っている。

総務省はこれらの講座に各総合通信局等の職員を講師として派遣するほか、講座内容・教材の検討や講座の普及拡大に向けた協力を実施。

(総務省・文部科学省)

- ・ 安心ネットづくり促進協議会等の民間団体の取組を支援すべく作業部会等にオブザーバーとして参加し、必要な意見出し等を実施。また、安心ネットづくり促進協議会と連携し、高校生 ICT カンファレンスを共催。

(経済産業省)

- ⑪ 青少年インターネット環境整備法等に基づく総合的な被害防止対策の推進
インターネットの利用を通じて児童が児童ポルノ事犯を始めとする性的搾取等の被害やトラブルに遭う事例が絶えないこと等に鑑み、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）及び青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 3 次）（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、児童が違法・有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるほか、関係府省庁、関係事業者等が連携して、児童及びその保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する広報・啓発、調査研究その他の対策を総合的に推進する。
（内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省）

- ・ 平成 29 年 4 月、7 月、9 月、12 月及び平成 30 年 2 月に「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を開催。
（内閣府）
- ・ インターネット利用におけるトラブルの事例を調査し、その予防及び対処法をまとめた「インターネットトラブル事例集」を作成し、総務省ホームページで公開するとともに、全国の 47 都道府県及び 1,742 市町村へ、事例集の活用について周知を実施。
（総務省）
- ・ 改正青少年インターネット環境整備法の早期施行に向け、インターネット接続機器の製造事業者や OS 開発事業者に義務の内容について周知し理解の促進に努めた。
（経済産業省）
- ・ インターネット安全教室を開催し、学生・保護者等のネットの安全利用についてのリテラシーの向上を支援（平成 29 年度：91 回実施、7,100 人受講）。
（経済産業省）
- ・ 関係省庁と協力し、教育委員会に 12 月 28 日に通知文を発出し、教職員等に対してインターネット安全教室への参加を促した。
（経済産業省）
- ・ 経済産業省が平成 27 年度に作成した「インターネット利用に当たって

の成長段階ごとの注意事項」というインターネットの安全利用についての普及啓発資料を各種イベントにて配布。

(経済産業省)

- ・ SNS事業者による違法・有害情報の削除や相談体制の整備等に向けて、事業者・NPO法人・関係省庁の連携を促すことで、こうした事業者による取組を支援。

(経済産業省)

- ・ 再掲1-② 出会い系サイト及びSNS（コミュニティサイト）の利用に係る犯罪被害を防止するためのリーフレットの作成（警察庁）
- ・ 再掲1-② 「ネットを通じた子供の性被害の防止に向けた国家公安委員会委員長と文部科学大臣の共同メッセージについて」の発信（警察庁・文部科学省）
- ・ 再掲1-② 非行防止教室等の開催（警察庁）
- ・ 再掲1-② ネットモラルキャラバン隊の実施（文部科学省）
- ・ 再掲1-⑩ e-ネットキャラバンの実施（総務省・文部科学省）

⑫ 「女性に対する暴力をなくす運動」における取組

毎年実施している「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）まで）において、児童の性的搾取等を含む女性に対する暴力を根絶するため、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報・啓発活動を推進する。

(内閣府等)

- ・ 平成29年11月12日～同月25日の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、女性に対する暴力に関する社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発等の充実を図った。平成29年度は、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワー及び東京スカイツリーをパープルにライトアップしたほか、全国の各施設においてもライトアップが展開された。また、ポスター・リーフレットを約9万枚作成し、地方公共団体や女性団体等のほか、東京メトロ等の民間企業にも配布。

(内閣府)

⑬ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等における取組

毎年実施している「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（７月）及び「子供・若者育成支援強調月間」（１１月）において、青少年の福祉を害する犯罪被害の防止等を重点項目として位置付け、児童の性的搾取等に係る対策に関する国民の理解の増進を図るため、関係機関・団体、地域住民等と連携・協力し、広報・啓発活動を推進する。

（内閣府、警察庁等）

- ・ 平成 29 年 4 月に「子供の性被害防止プラン」が策定されたことを踏まえ、7 月に実施した「青少年の非行・被害防止全国強調月間」では、「子供の性被害の防止」を最重点課題とし、月間中は、関係省庁、地方自治体、関係団体と連携・協力し、広報・啓発活動を集中的に実施。なお、内閣府では、7 月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」中に、「子供の性被害の根絶を目指して」をテーマとするシンポジウムを開催したほか、7 月と 11 月に「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を 3 か所で開催。

（内閣府）

- ・ 平成 29 年 11 月の「子供・若者育成支援強調月間」では、「子供を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進」を重点事項の 1 つに設定し、関係府省、地方公共団体、関係団体とともに諸事業、諸活動を集中的に実施。

（内閣府）

- ・ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を周知するためのポスターを約 6 万枚作成し、関係府省、都道府県、都道府県警察、関係団体等に配布して掲示を依頼。また、プロ野球及びＪリーグの運営会社、野球場及びサッカー競技場の管理会社に対し、公式戦開催時の電光掲示板及び場内アナウンスを活用した月間の周知について協力を依頼。

（警察庁）

- ・ 再掲 1－② 青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウムの開催（内閣府）

⑭ 「児童虐待防止推進月間」における取組

児童の「命」と「権利」、そしてその「未来」を社会全体で守るという考えに基づき、毎年実施している「児童虐待防止推進月間」（11月）において、性的虐待の問題を含む児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するため、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、広報・啓発活動を推進する。

（厚生労働省等）

- ・ 性的虐待を含めた児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するため、平成29年11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせ、「児童虐待防止対策協議会」の開催（11月22日）、広報啓発用ポスター（B2版11万6,000枚、A3版28万9,000枚）、リーフレット等（リーフレット193万枚、ふせん3万2,200枚）の作成・配布を行うなど、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、広報・啓発活動を推進。

（厚生労働省）

⑮ 外国捜査機関との連携と国際捜査共助の充実

- 日本人が国外において敢行する児童買春、児童ポルノ事犯等の児童の性的搾取等事犯や海外からの通報を端緒とした日本国内における当該事犯に関して、外国捜査機関と連携した積極的な事件検挙を推進する。

（警察庁）

- ・ 国外における日本人による児童ポルノ事件に関する情報をタイ国家警察に提供し、タイ国家警察による捜査によって、これを検挙したほか、外国捜査機関から提供された情報を都道府県警察に提供し、積極的な事件検挙に努めた。

（警察庁）

- 我が国において、児童買春、児童ポルノ事犯等の児童の性的搾取等事犯についての捜査・公判活動を遂行するに当たり、必要がある場合には国際礼譲又は刑事共助条約等の関連する国際約束に基づいて外国に対する捜査共助の要請を行い適切な処罰を実現するとともに、外国当局から同様に捜査共助の要請を受けた場合には、国際捜査共助等に関する法律（昭和 55 年法律第 69 号）等の国内関連法に基づく積極的な共助を実施することによって、国際的な連携体制の強化を図る。
- （法務省、外務省）

- ・ 児童買春、児童ポルノ事犯等の子供の性被害（児童の性的搾取等）事犯について、外国当局からの捜査共助の要請に対し、積極的な共助を実施。
- （法務省）

- ⑩ 児童の性的搾取等に係る対策の基本計画に係る国際的な情報発信
- 児童の性的搾取等に係る対策の基本計画を英訳し、国際機関への報告や各種国際会議の場において活用することにより、我が国における児童の性的搾取等に係る対策の内容及び政府の取組姿勢について、国際社会の理解を深める。
- （警察庁、外務省）

- ・ 子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）を英訳し、警察庁ウェブサイト（日・英）に掲載、また、在京大使館等に配布するとともに、平成 29 年 11 月に ICP0 事務総局で開催された「第 35 回 ICP0 児童に対する犯罪に関する専門家会合」や、平成 29 年 12 月に警察庁が主催した「第 2 回子供の性被害防止セミナー」等において周知。
- （警察庁）
- ・ 子供の性被害防止プラン（英語版）を在外公館を通じて関係国政府、関係機関等に周知。
- （外務省、警察庁）

⑰ 国際的取組への参画を通じた国際連携の強化及び国際社会への情報発信の推進

G7 ローマ／リヨン・グループや I C P O の活動に積極的に参画することにより、世界各国との情報交換を促進するなど国際的な連携を強化するとともに、我が国の取組の情報発信を推進する。

(警察庁、法務省、外務省)

- ・ 平成 29 年 11 月に ICP0 事務総局において開催された「第 35 回 ICP0 児童に対する犯罪に関する専門家会合」に出席し、各国の捜査機関等との情報交換を実施して国際的な連携を強化するとともに、我が国の取組についての情報発信を実施。

(警察庁)

- ・ 平成 23 年 3 月に整備した ICP0 国際児童ポルノデータベース用端末について、平成 29 年 9 月、ICP0 事務総局で開催された操作講習会へ職員を派遣するなど、同端末を通じた参加国間における情報共有を推進。

(警察庁)

⑱ 「オンラインの児童性的搾取撲滅のための WePROTECT 世界連携」への参画
インターネット上における児童の性的搾取等に対し、各国政府や民間企業等が協力して対策に当たるための国際的な連携の新たな枠組みである「オンラインの児童性的搾取撲滅のための WePROTECT 世界連携」に参画し、世界各国との情報交換を促進するなど国際的な連携を強化するとともに、我が国における官民一体となった取組について積極的に情報発信し、国際社会の理解を深める。

(警察庁、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

- ・ 「オンラインの児童性的搾取撲滅のための WePROTECT 世界連携」に国家公安委員会委員長を主務大臣として積極的に参画しており、世界各国との情報交換を促進するなどして国際的な連携を強化するとともに、平成 30 年 2 月にスウェーデンで開催された「子どものためのアジェンダ 2030：暴力撲滅ソリューションズ・サミット」に参加し、WePROTECT 世界連携が担当するワークショップに参加。

(警察庁)

- ・ 「オンラインの児童性的搾取撲滅のための WePROTECT 世界連携」は英国が主導していることもあり、平成 29 年 8 月 31 日に行った日英首脳会談に際し発表した「安全保障協力に関する日英共同宣言」において、今後の協力分野の一つとして「オンラインの児童の性的搾取を含む重大かつ組織的な犯罪との戦い」を盛り込んだ。

(外務省)

- ・ 平成 30 年 2 月 14 日、堀井学外務大臣政務官は、スウェーデンにおいて行われた「子どものための 2030 アジェンダ：ソリューションズ・サミット」に日本政府代表として出席し、同日午後に「オンラインの児童性的搾取撲滅のための WePROTECT 世界連携」が主催した、オンラインの暴力及び虐待からの保護に関するワークショップにおいてスピーチを行い、日本の官民の取組を紹介した上で、オンラインの子どもの性的搾取撲滅への決意を改めて表明。

(外務省)

①⑨ 児童の性的搾取等対策に関するセミナーの開催

官民連携して児童の性的搾取等の撲滅と被害児童の保護に当たる我が国の性的搾取等対策について、国内外に情報発信するためのセミナーを開催し、我が国の取組に対する国民及び国際社会の理解を深める。

(警察庁)

- ・ 平成 29 年 12 月、関係府省庁、外国機関、国際機関、民間団体等約 150 人を招へいし、子供の性被害撲滅に関する民間団体の活動、外国機関等の先進的な取組等に関する情報交換を行う「第 2 回子供の性被害防止セミナー」を開催。

(警察庁)

②⑩ 人身取引事犯撲滅のための国際的な連携の推進のためのプラットフォームづくり

人身取引に係る国内外のブローカー等の検挙及び被害者の迅速な保護等を推進するため、関係行政機関、在京大使館、国際機関、NGO 等との間でコンタクトポイント連絡会議を開催し、情報共有と円滑な事案処理に向けた協議を行う。

(警察庁)

- ・ 平成 29 年 7 月に開催した第 14 回コンタクトポイント連絡会議には、関係行政機関、12 か国の在京大使館、国際機関、N G O 13 団体等から 183 名が参加し、人身取引事犯に係る国内外のブローカー等の検挙及び被害者の迅速な保護等を推進するための情報共有と円滑な事案処理に向けた協議を実施。
(警察庁)

② 児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書の着実な履行及び国内の取組に関する国際社会への情報発信

児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書の規定に基づき児童の権利委員会に提出した政府報告に対する同委員会の最終見解の趣旨を踏まえ、また、必要に応じて、国連児童売買、児童買春、児童ポルノ特別報告者の報告書における勧告も考慮しつつ、同選択議定書の実施の確保に努める。また、同選択議定書の規定に基づく政府報告等を通じ、国際社会に対して我が国の取組を積極的に情報発信する。

(外務省、内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)

- ・ 平成 29 年 6 月、我が国は、第 4 ・ 5 回「児童の権利条約」政府報告を提出し、平成 18 年から平成 28 年までの我が国における同条約及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約選択議定書」等の実施に関する進展を中心に報告。
(外務省)
- ・ 平成 30 年 2 月 14 日、堀井学外務大臣政務官は、スウェーデンにおいて行われた「子どものための 2030 アジェンダ：ソリューションズ・サミット」に日本政府代表として出席し、スピーチの中で、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」のパスファインディング国（自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことをコミットする国）になることを宣言し、市民社会の代表とこの分野における議論を深めるため、マルチステークホルダーのプラットフォームを設ける予定である旨表明。
(外務省)
- ・ 「児童の性的搾取等に係る対策の強化について」（平成 29 年 4 月 25 日付け警察庁丙少発第 10 号ほか）の通達等を踏まえ、各種会議等の場において、悪質な児童買春・児童ポルノ事犯に対する取締りの徹底、被害児童支

援の的確な実施及び被害防止に向けた広報啓発等を都道府県警察に対して指示。

(警察庁)

- ・ 警察庁のウェブサイトにおいて、子供の性被害防止プランの英語版や、我が国の取組状況を英語で掲載する等、国際社会に対して我が国の取組を積極的に情報発信。

(警察庁)

2 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援

① 官民が協力して実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の推進
地方公共団体や関係事業者、学校、地域団体等と連携・協力して、児童やその保護者に対し、フィルタリングの利用や家庭におけるルールづくりの推奨、インターネットリテラシーの向上等、青少年がスマートフォン等のインターネット接続機器を安全・安心に利用するための普及啓発活動を、多くの児童が初めてスマートフォン等を手にする春の進学・進級の時期に重点を置いて集中的に実施する。

(内閣府、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

- ・ 例年2月から5月までの間に「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施しており、平成29年中も同様に取り組んだ。神奈川県座間市での殺人・死体遺棄事件の発生を踏まえ、フィルタリングの利用促進やインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動を一層強力に推進するため、「あんしんネット冬休み・新学期一斉緊急行動」として、平成29年12月から平成30年5月までの間の予定で、前倒しで実施。

(内閣府)

- ・ インターネット利用を通じた児童の犯罪被害防止に向けて、座間市で発生した事件も踏まえて、平成29年12月、最近の犯罪被害事例を盛り込んだリーフレット「子供たちが狙われています！」を作成し、警察庁ウェブサイトにおいて公開するとともに、各都道府県警察を通じて保護者等に配布。

(警察庁)

- ・ 平成29年12月より「あんしんネット冬休み・新学期一斉緊急行動」を関係府省庁・関係事業者等と協力して実施し、フィルタリングの利用促進やいわゆるインターネットリテラシーの向上に向けた各種取組などを集中的に展開。その中で関係事業者にはフィルタリングの説明等の徹底を要請するとともに、保護者にもフィルタリングの管理の徹底等を要請。また、総合通信局を中心に関係団体と協力して、街頭や入学式でのリーフレット等の配布及び地元メディアへの取材対応等の周知啓発を実施。さらに、平成30年1月より、店頭等での周知用として、携帯電話事業者に対し、関係府省庁連名による保護者向け普及啓発資料40万部を配布。

(総務省)

- ・ 例年の取組を前倒しし、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動等の取組を一層強力に推進する「あんしんネット冬休み・新学期一斉緊急行動」の一環として、11月29日付で通知を発出し、教育委員会等に対し、12月から5月までの一斉緊急行動期間中の学校・地域におけるスマートフォン等の安心・安全な利用のための教育・啓発の実施を依頼。

(文部科学省)

- ・ 関係事業者・関係団体にフィルタリングの活用や改正青少年インターネット環境整備法等の普及啓発について、店頭でのリーフレット配布やポスター掲示の協力を依頼。

(経済産業省)

② 児童の安全・安心なインターネット利用のための啓発活動の実施

- 青少年の安全・安心なインターネット利用に向け、通信関係団体等と連携し、児童や児童を保護・教育・指導する立場にある保護者、教職員等を対象とした啓発講座である「e-ネットキャラバン」を実施するとともに、平成28年9月から開始した保護者及び教職員向けの上位講座である「e-ネットキャラバンplus」を実施し、フィルタリングの重要性等についての意識向上や具体的なフィルタリングの設定方法の周知を図る。

(総務省、文部科学省)

- ・ 再掲1－⑩ e-ネットキャラバンの実施 (総務省・文部科学省)

- コミュニティサイトやSNSを通じたリベンジポルノ被害や児童ポルノ被害に関する問題等を盛り込んだ啓発冊子を活用した啓発活動を推進する。

(法務省)

- ・ インターネット上の人権侵害を防止することを目的として、中・高校生やその保護者向けの啓発冊子及び啓発ビデオの作成並びに、当該冊子等のインターネット上での配信及びSNSを活用した周知を実施。

(法務省)

- 日本PTA全国協議会や全国高等学校PTA連合会の総会、全国大会等において、フィルタリングの重要性等に関する啓発資料を配布するなどして、インターネットの適切な利用及びインターネットの利用に起因する性的搾取等の被害に遭わない方法について周知を図る。
(文部科学省)

- ・ (公社)日本PTA全国協議会、(一社)全国高等学校PTA連合会の総会(約200人が参加)、全国大会(約1万7,000人が参加)において、スマートフォンの適切な利用やインターネットの利用に起因する子供の性被害(性的搾取等)の防止に向けた啓発資料(ちょっと待って!スマホ時代の君たちへ)を配布し周知。
(文部科学省)

- 保護者に対し、児童のインターネット利用に伴う危険性や児童の犯罪被害防止対策を周知するため、インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発リーフレット「STOP! ネット犯罪」を作成し、啓発活動を推進する。
(警察庁)

- ・ 保護者に対し、児童のインターネット利用に伴う危険性や児童の犯罪被害防止対策を周知するため、平成30年1月、インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発リーフレット「STOP! ネット犯罪」を作成し、警察庁ウェブサイトにおいて公開するとともに、各都道府県警察を通じて保護者等に配布。
(警察庁)

- ・ 再掲1-② 出会い系サイト及びSNS(コミュニティサイト)の利用に係る犯罪被害を防止するためのリーフレットの作成(警察庁)

- 青少年の安全・安心なインターネット利用を促進するため、関係省庁と連携して保護者向け普及啓発資料等を作成・公開し、啓発活動を推進する。
(内閣府)

- ・ 平成29年11月に青少年の安全・安心なインターネット利用を促進するため、関係省庁と連携して保護者向け普及啓発資料を作成・公開。

(内閣府)

③ 青少年の安全・安心なインターネット利用のための地方連携体制構築の支援

青少年の安全・安心なインターネット利用を促進するため、地方公共団体及び関係団体の協力の下、全国数箇所で「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催することを通じて、地方における連携体制構築を支援する。

(内閣府)

- ・ 平成 29 年度は、7 月に鹿児島県、11 月に福井県及び青森県の全国 3 か所において、青少年のインターネット利用に係る地方連携体制支援事業として、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催、3 か所で約 500 人が参加。

(内閣府)

④ 児童のインターネットの適切な利用に向けた地域・家庭における周知・啓発活動への支援

児童のインターネットの適切な利用に向け、都道府県・指定都市におけるネットパトロール監視員及び民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールに対し支援を行うとともに、「地域における家庭教育支援総合推進事業」を通じ、就学時健診や保護者会、参観日等において、携帯電話やインターネットの危険性及びその適切な利用についての保護者に対する講座が各地域で実施されるよう、支援を行う。また、日々進化し急速に普及していくインターネット環境に対応するため、「ネット対策地域支援事業」を通じ、ネットリテラシー指導員の養成、インターネット上のトラブルに対応する体制の構築等、地域における先進的な有害環境対策を推進する。

(文部科学省)

- ・ いじめ問題等への対応・解決に向けた支援体制の構築に向け、都道府県及び政令市が実施する「インターネットを通じて行われるいじめ問題等の早期発見・対応のための学校ネットパトロール」の取組を支援（全 18 自治体）。

(文部科学省)

- ・ 「地域における家庭教育支援総合推進事業」を通じ、就学時健診や保護者会、参観日等において、携帯電話やインターネットの危険性及びその適切な利用についての保護者に対する講座が各地域で実施されるよう支援。
(文部科学省)
- ・ 地域におけるインターネットの安全安心な利用に関する教育・啓発に関する先進的な取組を支援する「ネット対策地域支援事業」によって、全国5か所で地方自治体や民間団体等が実施するネットリテラシー指導員の養成やネットトラブルに対するウェブ等での相談体制の構築等を支援。
(文部科学省)

⑤ 学校における情報モラル教育の充実

情報モラル教育に関する指導手引書等を活用しながら、教職員等を対象とした情報モラル教育セミナー・フォーラムを開催し、情報モラル教育の全国への普及を図るとともに、児童・生徒向けの啓発資料を作成・配布するなどして、情報化に伴う新たな課題に対応する。
(文部科学省)

- ・ 教職員等を対象とした情報モラル教育に関するセミナーやフォーラムを全国計6か所で開催。児童・生徒向けの啓発資料を作成し、全ての小・中・高校に一部ずつ配布するとともに全ての中学1年生に配布。
(文部科学省)
- ・ 平成29年6月、文部科学省と警察庁の共同により、具体的な犯罪被害事例や犯罪手口を盛り込んだリーフレット「夏休みを迎える君たちへ～ネットには危険もいっぱい～」等を作成し、文部科学省及び警察庁のウェブサイトにおいて公開するとともに、通知を発出し、教育委員会等を通じて児童生徒や保護者への配布を依頼、また、各都道府県警の非行防止教室において児童生徒等に配布。
(文部科学省・警察庁)

⑥ 青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（I L A S）の策定及び公表

青少年がインターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状を可視化するために開発されたテストを、青少年の情報通信機器（スマートフォン等）使用実態アンケートと併せて実施し、その結果を集計、分析した上で、「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（I L A S： Internet Literacy Assessment indicator for Students）」として毎年度公表する。

（総務省）

- ・ 青少年がインターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状を可視化するためのテストを開発し、青少年の情報通信機器（スマートフォン等）使用実態アンケートと併せて実施し、結果を分析・集計したものを「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（I L A S： Internet Literacy Assessment indicator for Students）」として平成 24 年度より毎年度公表。平成 29 年度は 7 月から 12 月にかけて全国 95 校、約 1 万 7,200 名の高校一年生相当の青少年を対象にテストを実施し、その結果を集計・分析・比較した結果を平成 30 年 4 月に公表。

（総務省）

⑦ 少年を取り巻く有害環境の浄化対策のための調査

- 「ガールズ居酒屋」や「女子高校生リフレ」などと称し女子高校生等に卑わいな言動等で客に接する業務をさせる営業が次々とその形態を変えて登場していることに迅速的確に対応するため、児童の性を売り物とする新たな形態の営業に関する実態調査を実施する。

（警察庁）

- ・ いわゆる「JKビジネス」が営業形態を変えて次々と登場していることに迅速的確に対応するため、平成 29 年 9 月及び平成 30 年 3 月、児童の性に着目した新たな形態の営業に関する実態調査を実施。

（警察庁）

- コミュニティサイト等に起因する犯罪被害を適切に把握し、児童の被害防止のための各種施策を講ずるため、コミュニティサイト等に起因する事犯に関する実態調査を実施する。
(警察庁)

- ・ 各都道府県警察に対して、出会い系サイト及びSNSに起因する犯罪被害を適切に把握し、児童の被害を防止するための各種施策を講じる上で必要な事項について、半期ごとの報告を指示。
(警察庁)

⑧ 街頭補導の推進

非行少年等のい集や非行が行われやすい場所・時間に重点を置き、関係機関、ボランティア等と連携を図りながら、積極的な声掛け等により非行少年等の早期発見に努め、発見・補導した場合には少年の特性に配慮しながら、少年やその保護者に必要な注意・助言を行う街頭補導を推進することにより、こうした少年に係る性的搾取等の被害の未然防止及び被害児童の早期発見・保護に努める。

(警察庁)

- ・ 都道府県警察において、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導を推進し、平成29年中47万6,284人の不良行為少年を補導。
(警察庁)

⑨ 少年指導委員による少年の健全育成のための活動の推進

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき都道府県公安委員会から委嘱された少年指導委員に対し、少年非行情勢の情報提供等の支援を行い、同委員による少年の補導、風俗営業を営む者等に対する助言、被害を受けた少年に対する援助等の少年の健全育成のための活動を推進する。

(警察庁)

- ・ 都道府県警察において、少年指導委員に対する法定研修を実施し、少年非行及び風俗環境の状況に関する情報提供等の支援を行うなどして知識・

技能の向上を図るとともに、同委員が少年の健全育成のための活動を推進。
(警察庁)

⑩ 少年鑑別所における非行のある少年等に対する支援

少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助業務の一環として、少年の非行防止と立ち直りに向け、関係機関と連携を図りつつ、非行のある少年や、その家族等に対する支援を推進する。
(法務省)

- ・ 少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助の一環として、少年の非行防止と立ち直りに向け、関係機関と連携を図りつつ、非行のある少年や、その家族等に対する支援を実施。
(法務省)

⑪ サイバー防犯ボランティア活動の支援の強化

サイバー空間における犯罪被害防止のための教育活動、規範意識向上のための広報啓発活動、サイバーパトロールによる環境浄化等の活動を行うサイバー防犯ボランティア団体結成の働き掛けを行うとともに、「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル（モデル）」、「サイバー防犯ボランティア育成のための研修カリキュラム（モデル）」等の配布を行うなど、児童の性的搾取等の未然防止活動を含むサイバー防犯ボランティア活動への支援を強化する。
(警察庁)

- ・ SNSに起因する児童被害防止のための活動を促進するために、平成29年5月、SNSにおけるサイバーパトロールや不適切な書き込みのサイト管理者への通報に関する記載を加えるなど「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル（モデル）」を改訂し、各都道府県警察に送付するとともに、警察庁ウェブサイトにおいて公開。同年11月、積極的にSNS事業者に不適切な書き込みを通報したサイバー防犯ボランティア10県20団体に対して感謝状を贈呈した。
(警察庁)

⑫ ひとり親家庭に対する支援

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立を支援するため、平成 27 年 12 月に決定した「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」（子どもの貧困対策会議決定）に基づき、①児童扶養手当の第 2 子以降への加算額の倍増（平成 28 年 8 月支給分から）②就職に有利な資格の取得を促進する高等職業訓練促進給付金の支給期間の 2 年から 3 年への延長（平成 28 年度から）③ひとり親家庭特有の課題に対応するための自治体窓口のワンストップ化の推進④放課後児童クラブ等の終了後に児童の生活習慣の習得・学習支援を行うことが可能な居場所づくり等の総合的な支援に取り組む。
(厚生労働省)

- ・ 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」に基づき、以下の内容を柱とする、ひとり親家庭に対する総合的な支援策を着実に実施。
 - ① 児童扶養手当について、平成 28 年通常国会で成立した改正児童扶養手当法により、同年 8 月分の児童扶養手当から、第 2 子以降の加算額を最大倍額に引き上げ。
 - ② 高等職業訓練促進給付金について、平成 28 年度から、支給期間を 2 年間に 3 年間に拡充するとともに、養成機関における修業期間を 2 年以上から 1 年以上に緩和して対象となる資格を拡大。
 - ③ ひとり親家庭の相談窓口について、平成 26 年度から、従来の母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで支援する体制の整備を推進。また、平成 28 年度から新たに、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年 8 月）等に、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の整備を推進。
 - ④ ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う、子どもの生活・学習支援事業を、平成 28 年度から実施している。
(厚生労働省)
- ・ 児童扶養手当の支払回数について平成 31 年 11 月支給分から、年 3 回から年 6 回に増やすための関連法案を平成 30 年の通常国会に提出。
(厚生労働省)

⑬ ひとり親家庭の親への就労支援

次の取組により、ひとり親家庭の親に対し就労支援を行う。

- ・ ハローワークにおける就職支援として、児童扶養手当受給者を含め、生活保護受給者など広く生活困窮者を対象に、地方自治体の福祉事務所等にハローワークの相談窓口を設置するなど、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、ハローワークと地方自治体の協定に基づくチーム支援を行う。
- ・ マザーズハローワーク等において、子育て中の女性等を対象に、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を継続する。特にひとり親家庭の親に対しては、専門相談員を配置して就職支援の強化を図る。
- ・ ひとり親家庭の親を雇い入れる事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給する。これに加え、有期契約労働者等に対し正社員化等の取組を実施した事業主に対して助成するキャリアアップ助成金や、就職が困難な求職者を一定期間試行雇用した事業主に対して助成するトライアル雇用奨励金について、ひとり親家庭の親の雇用については助成額を加算する措置を実施するなど、雇用関係助成金による支援を行う。

(厚生労働省)

- ・ ハローワークにおける就職支援として、児童扶養手当受給者を含め、生活保護受給者等広く生活困窮者を対象に、地方自治体の福祉事務所等に設置するハローワークの相談窓口を、194 か所から 204 か所に増設。

(厚生労働省)

- ・ マザーズハローワーク等において、子育て中の女性等を対象に、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を実施している。特にひとり親家庭の親に対しては、専門相談員を増員（平成 28 年度 21 人→平成 29 年度 26 人）の上、就職支援を実施。

(厚生労働省)

- ・ 引き続き、ひとり親家庭の親を雇い入れる事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給。また、有期契約労働者等に対し正社員化等の取組を実施した事業主に対して助成するキャリアアップ助成金や、就職が困難な求職者を一定期間試行雇用した事業主に対して助成するトライアル雇用助成金についても、ひとり親家庭の親の雇用については助成額を加算する措置を実施するなど、雇用関係助成金による支援を実施。

(厚生労働省)

⑭ 若者に対する就労支援

就労を希望する新規学卒者、フリーター等の若者に対し、ハローワーク等において就労支援を行うほか、地域若者サポートステーションにおいて、若者無業者等の職業的自立に向けた専門的相談支援や、就職した者への定着・ステップアップ相談等を行う。

(厚生労働省)

- ・ 就労を希望する新規学卒者やフリーター等の若者に対し、新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等において、きめ細かな就職支援を実施。

(厚生労働省)

- ・ 地域若者サポートステーションにおいて、職業的自立に向けた相談支援等を実施。

(厚生労働省)

⑮ 生活困窮者に対する支援

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、生活困窮世帯の子供やその保護者に対して、包括的な支援を行う「自立相談支援事業」や「子どもの学習支援事業」等による支援を実施する。

(厚生労働省)

- ・ 平成 29 年度は、「子どもの学習支援事業」の更なる充実に向け、福祉関係部局と子供の状況を把握している学校や教育委員会等の教育関係部局との定期的な情報共有、関係の構築を図るなどといった連携を強化するため、実施自治体の取組に対する支援を拡充（平成 29 年度 90 自治体実施）。

(厚生労働省)

3 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進

① 児童の保護に向けた民間団体によるツール対策への支援

児童がインターネットを介して犯罪に巻き込まれる事案を未然に防止するため、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構や安心ネットづくり促進協議会等の民間団体における対策の検討の場に参画し、助言等を行うことを通じて、携帯電話利用者の年齢認証や当該年齢情報を活用した実効性のあるゾーニング（サイト内において悪意のある大人を児童に近づけさせないように、携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報を活用し、大人と児童との間のミニメールの送受信やID検索を制限することをいう。以下同じ。）の導入、メッセージ交換サービスにおけるミニメールの内容確認を始めとするサイト内の監視体制の強化等コンテンツ事業者等による児童の保護に向けた取組の継続的な実施を推進する。

（総務省、警察庁）

- ・ 平成29年7月、SNSを運営する15事業者（平成30年4月現在は18事業者が参加）で構成する「青少年ネット利用環境整備協議会」が発足し、参加事業者間で情報共有、調査研究及び広報啓発等の自主的な児童被害防止対策を推進。警察庁も同協議会に積極的に参画し、児童被害の事例や被害の傾向等に関する情報提供を実施。原則として月1回開催される会議に参加。

（警察庁）

- ・ 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）と、モバイルコンテンツの健全化と児童の健全な保護育成に資する情報共有を実施。

（警察庁）

- ・ 再掲1－⑩ e-ネットキャラバンの実施（総務省）

② 携帯電話事業者、第三者機関等によるフィルタリングの普及促進に向けた自主的取組の支援

I C Tサービス安心・安全研究会の下に「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」を設置して、有識者や携帯電話事業者等を交え、携帯電話フィルタリングサービスの周知やその利用率の向上に向けた課題等を踏まえた働き掛けを行うことにより、携帯電話事業者及びフィルタリング認定に関する第三者機関等の自主的な取組を促進する。

(総務省)

- ・ 再掲 2－①「あんしんネット冬休み・新学期一斉緊急行動」の実施
(総務省)

③ 「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の運用支援

事業者団体（一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟）が開催する違法情報等対応連絡会にオブザーバーとして参加すること等を通じて、同事業者団体が策定した、削除すべき児童ポルノの判断基準及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号。以下「出会い系サイト規制法」という。）違反の判断基準等を含む「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」並びに児童ポルノのブロックングに関する規定及び児童売買春の禁止規定等を含む「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援する。

(総務省)

- ・ 違法情報等対応連絡会にオブザーバーとして参加し、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援。

(総務省)

④ インターネット上の違法・有害情報対応相談業務への支援

各種ガイドライン等に基づく、ＩＳＰ（インターネット・サービス・プロバイダ。以下同じ。）等によるインターネット上の違法・有害情報への対策を強化するため、インターネット上の違法・有害情報への対応に関する一般のインターネット利用者からの相談、ネットいじめ等への対応に関する学校関係者からの相談及び一般のインターネット利用者、人権侵害に対応する機関、インターネット・ホットラインセンター、警察等からの削除依頼に関するＩＳＰ等からの相談の業務に対応する違法・有害情報相談センターの運営を支援する。

（総務省）

- ・ 各種ガイドライン等に基づく、プロバイダ等によるインターネット上の違法・有害情報への対策を強化するため、違法・有害情報相談センターを設置し、インターネット上の違法・有害情報に関して、個人やプロバイダ等から個々の事案への対応について相談を受理。

（総務省）

⑤ ブロッキングの実効性向上に向けた諸対策の推進

インターネット上の児童ポルノについては、児童の権利を著しく侵害するものであることから、児童の権利を保護するため、平成 23 年 4 月から、ＩＳＰ等が自主的にブロッキングを実施しているところである。インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用にも配慮しつつ、ＩＳＰ等による実効性のあるブロッキングの自主的な導入を促進するため、引き続き、ＩＳＰ等に対し、インターネット上の児童ポルノの流通を防止するためのブロッキングの重要性、有効性等について理解を求める。

また、より実効性のあるブロッキングを実施できるよう、サーバの国内外を問わず、児童ポルノの発見後、警察庁及びインターネット・ホットラインセンターから児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体への情報提供が行われ、かつ、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体におけるアドレスリストの作成及びＩＳＰ等へのアドレスリストの提供が迅速かつ効果的に行われるよう支援する。さらに、ＩＳＰ等によるブロッキングが安定的に実施されるよう引き続き支援する。

（総務省、警察庁、経済産業省）

- ・ 児童ポルノサイトのブロッキングは、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、プロバイダ等による自主的な導入・運用を支援。

(総務省)

- ・ 安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止対策専門委員会、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会等の民間の協議会に対し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的取組を支援。

(総務省)

- ・ 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、平成 23 年 3 月に設立され、同年 4 月から一部の I S P がブロッキングを自主的に導入。平成 30 年 1 月 1 日時点では、I S P (73 社)、通信系団体 (4 団体)、検索エンジンサービス事業者 (3 社)、フィルタリング事業者 (2 社) に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供されており、流通防止措置が講じられるよう、取組を支援。

(総務省)

- ・ 民間委託により運営するインターネット・ホットラインセンターにおいて、一般のインターネット利用者等からの通報として受理した児童ポルノ画像等の違法情報等については、警察及び I N H O P E 等への通報等を実施。児童ポルノ公然陳列に係る通報件数は、警察への通報が 377 件 (平成 29 年上半期)、I N H O P E への通報が 531 件 (平成 29 年上半期)。

(警察庁)

⑥ 出会い系サイト及びコミュニティサイトに対する事業者対策の実施

主な出会い系サイト事業者に対し、児童の性的搾取等の被害実態に関する情報提供を行うとともに、被害防止対策に関する申入れを実施する。特に、売春組織の排除に向けた出会い系サイト事業者との情報交換や対策の検討を実施する。

また、主なコミュニティサイト事業者に対し、個別に被害状況に関する情報提供を実施するとともに、コミュニティサイト事業者の規模や提供しているサービスの態様に応じて、コミュニティサイト内の環境浄化や実効性のあるゾーニングの導入等に向けた年齢確認の厳格化等自主的な児童の被害防止対策の強化に向けた働き掛けを実施する。

(警察庁)

- ・ 主要な出会い系サイト事業者に対し、児童被害の実態に関する情報提供を行っており、特に、個人的な援助交際を装って組織的に売春をあっせんする、いわゆる「援デリ」の排除に向けた対策の強化を申し入れているほか、日本インタラクティブ広告協会等を通じて、インターネット広告における児童の利用禁止の明示の徹底の働き掛けを実施。

(警察庁)

- ・ SNS事業者に対し、主要な事業者で構成する「青少年ネット利用環境整備協議会」の活動を支援しているほか、協議会に参加していない事業者に対して個別に児童被害の実態に関する情報提供を行い、事業者の規模やサービスの態様に応じた自主的な被害防止対策の強化に向けた働き掛けを実施。

(警察庁)

⑦ 児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター、匿名通報事業等に寄せられた通報を通じて児童ポルノ画像等の違法情報等の把握に努め、把握した違法情報等については、警察又はインターネット・ホットラインセンターからサイト管理者等に対し削除依頼を実施する。

(警察庁)

- ・ サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター、匿名通報事業者等に寄せられた通報を通じて児童ポルノ画像等の違法情報等の把握に努め、把握した違法情報等については、警察又はインターネット・ホットラインセンターからサイト管理者等に対し削除依頼を実施。平成 29 年上半期のインターネット・ホットラインセンターによる削除件数は 131 件。
(警察庁)

⑧ インターネット・ホットラインセンターの運用

一般のインターネット利用者等から、児童買春・児童ポルノ禁止法の児童ポルノ公然陳列及び出会い系サイト規制法の禁止誘引行為を含む違法情報等に関する通報を受理して、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンターを、民間委託により引き続き運用する。インターネット・ホットラインセンターは、児童ポルノに係る警察への通報、児童ポルノ画像のブロッキングに資するため児童ポルノ掲載アドレスを作成・管理する一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会への情報提供及び各国の同種組織相互間の連絡組織である I N H O P E への海外のウェブサーバに蔵置されている児童ポルノ画像の通報を実施する。
(警察庁)

- ・ 再掲 3－⑤ 児童ポルノ画像等の関係団体への通報 (警察庁)

⑨ 防犯ボランティアの活動を強化する気運の醸成等による繁華街・歓楽街における犯罪組織、違法風俗店等の排除等

商店街等や自治体と連携し、自治会や消防団等を含めた防犯ボランティア団体の活動を強化すること等により、繁華街・歓楽街における犯罪組織、違法風俗店等の排除及び犯罪インフラの解体等を促進する。
(警察庁)

- ・ 都道府県警察を通じて、防犯ボランティア団体による防犯パトロールの実施等を推進するほか、商店街等や自治体と連携し、下記の実施等を推進。
繁華街・歓楽街における犯罪組織、違法風俗店等及び犯罪インフラの実態把握を推進するとともに、商店街等及び自治体に対して、空きビル・空き店舗等が犯罪インフラとして違法風俗店等に繰り返し利用されている状態を解消することの重要性等について説明し理解を得た上で、取締りによる効果の持続に配慮した犯罪組織、違法風俗店等の排除と犯罪インフラの解体等を

推進。

取締りにより生じた空きビル・空き店舗、繁華街・歓楽街及びその周辺部のマンション等への暴力団事務所の設定、違法風俗店の入居等を阻止し、又は入居後の退去を推進するため、宅地建物取引業者、ビル等・マンションのオーナー、管理会社、商店街等に対して、不動産賃貸借契約時における暴力団、違法風俗店等の排除等の措置を指導。

(警察庁)

4 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進

① 児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備

- 都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや警察署の少年係等において、児童やその保護者等に対し警察官や少年補導職員が面接対応し、相談内容に応じて必要な助言、指導を行うとともに、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話相談を受け付けることにより、被害児童の早期発見に努める。また、相談対応について、フリーダイヤルの導入や、電子メール等による夜間・休日における相談受付等を進めるとともに、匿名での相談が可能である旨を積極的に周知する。

(警察庁)

- ・ 都道府県警察において、児童やその保護者等からの相談を平成 29 年中 6 万 9,932 件受理し、面接や電話での対応により必要な助言・指導を実施。また、警察庁において、都道府県警察の電話相談窓口である「ヤングテレホンコーナー」や電子メール等による相談窓口について、警察庁ウェブサイトやリーフレット等の広報媒体を活用し、周知。

(警察庁)

- 全国の法務局・地方法務局等において性的搾取等を含むあらゆる人権問題について人権相談を行うとともに、フリーダイヤルの電話相談窓口「子どもの人権 110 番」及びインターネット人権相談窓口「SOS-e メール」の運用、「子どもの人権 SOS ミニレター」（相談用の便箋兼封筒）の全国の小・中学校の児童・生徒への配布等の取組を行う。また、これらの相談窓口について、法務省のウェブサイトに掲載するほか、啓発冊子やリーフレットに記載して一般に配布するなどして、周知を図る。

(法務省)

- ・ 全国の法務局・地方法務局等において子供の性被害（性的搾取等）を含むあらゆる人権問題について人権相談に応じている。また、フリーダイヤルの電話相談窓口「子どもの人権 110 番」及びインターネット人権相談窓口「SOS-e メール」の運用、「子どもの人権 SOS ミニレター」（相談用の便箋兼封筒）の全国の小・中学校の児童・生徒への配布等の取組を実施。

(法務省)

- ・ 平成 29 年 6 月 26 日から 7 月 2 日までの 1 週間を「全国一斉『子どもの人権 110 番』強化週間」と定め、期間中、平日の相談受付時間の延長や土曜日・日曜日の相談窓口の開設により相談体制を拡充した。さらに、これらの相談窓口について、法務省のウェブサイトに掲載するほか、啓発冊子やリーフレットに記載して一般に配布するなどして、周知。

(法務省)

② 相談者の利便性に配慮した対応

「#9110（警察相談専用電話）」、「189（児童相談所全国共通ダイヤル）」等の総合窓口電話番号を含む各種相談窓口において、児童の性的搾取等の被害者等から相談を受理したときは、引き続き適切な助言や情報提供に努めるとともに、他の行政機関等において対応することが適当である場合には、プライバシーの保護等に配慮しつつ、確実かつ円滑な引継ぎを行う。

(警察庁、法務省、厚生労働省)

- ・ 少年相談の窓口において、子供の性被害に係る相談を受理した際に、適切な助言や情報提供に努めるとともに、必要に応じて他の行政機関等への引継ぎを行うなど、相談者の利便性に配慮した対応を図った。

(警察庁)

③ 子供の人権問題への適切な対応

人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、警察、児童相談所等の関係機関と連携して被害児童の保護を図るなど、事案に応じた適切な措置を講ずる。

(法務省)

- ・ 人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、警察、児童相談所等の関係機関と連携して被害児童の保護を図るなど、事案に応じた適切な措置を講じた。

(法務省)

④ 安心な社会を創るための匿名通報事業の周知

人身取引事犯やそのおそれのある犯罪、福祉犯、児童虐待事案等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙や被害者保護への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報事業」の周知を図り、潜在化しやすいこれらの犯罪を早期に認知するよう努める。

(警察庁)

- ・ 都道府県警察において防犯イベント、歓楽街対策等の各種活動を通じた広報を推進するとともに、警察庁、都道府県警察本部のウェブサイトのみならず、警察署、関係行政機関等のウェブサイトリンクバナー等を掲示するなど、インターネット上の広報を推進。

(警察庁)

⑤ 児童の性を売り物とする営業に関与する児童の補導の推進

児童の性を売り物とする営業に児童が従事すれば、性的道徳に悪影響を受けるなど当該児童の徳性が害されるとともに、当該営業に従事したことを契機として強姦、強制わいせつ、児童買春等の性被害に遭うおそれがある。

このため、①児童による接客を告知して客に対し接客を行う営業又は客の性的好奇心に応じ、これに遊興をさせる営業に関してチラシ等を配り、又は口頭により、当該営業の客となるよう勧誘する行為、②当該営業の営業所に入出入りする行為、③当該営業において稼働する行為（①を除く。）及び④当該営業において稼働するよう他の児童を勧誘する行為を補導対象行為として指定し、該当する児童を補導し、その保護者及び学校に対して連絡して、説諭・処分を促す。

(警察庁)

- ・ 一部の都道府県警察において、いわゆる「JK ビジネス」での稼働等を補導対象行為に指定して、平成 29 年 4 月から 12 月までの間 46 人の児童を補導・保護。

(警察庁)

⑥ サイバー補導の推進

インターネットの利用に起因する福祉犯から児童を保護し、その健全育成を図るため、援助交際を求めるなどの児童によるインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、当該書き込みを行った児童に接触して直接注意・指導するサイバー補導を推進する。

(警察庁)

- ・ 都道府県警察において、サイバー補導を推進し、平成 29 年中 899 人の児童を補導し、インターネットに起因する福祉犯被害から児童を保護し、健全育成を図った。

(警察庁)

⑦ 児童相談所・市町村における児童等への支援等

児童相談所において、性的虐待や児童ポルノ事犯の被害等により心身に有害な影響を受けた児童に関する相談を受けた場合には、安全確保を必要とする場合の一時保護、専門的な医療的ケアのための医療機関の受診に関する援助、児童心理司によるカウンセリング、自宅に帰ることが困難な児童等に対する児童福祉施設への入所措置等を行うほか、被害の状況を確認し、警察への通報を実施する。また、市町村においては、要保護児童対策地域協議会を活用して、児童相談所等関係機関と十分な連携及び情報共有を図り、身近な場所において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童に関する相談に応じ、必要な支援を実施する。

加えて、虐待を受けたと思われる児童を見つけたとき等に、ためらわずに児童相談所へ電話してもらえるよう、匿名での通報が可能である旨も含め、児童相談所全国共通ダイヤル（189）の周知徹底を図る。

(厚生労働省)

- ・ 児童虐待防止推進月間（11 月）において、児童相談所全国共通ダイヤル（189）を記載したポスター等（ポスター B 2 版 11 万 6,000 枚、ポスター A 3 版 28 万 9,000 枚、リーフレット 193 万枚、ふせん 3 万 2,200 枚）の広報・啓発物品を作成し、全国の自治体、関係府省庁及び関係団体等に配布。その中に、匿名での通報が可能である旨を明記。また、児童相談所全国共通ダイヤル（189）について、発信者の利便性向上のため、携帯電話等から発信した場合、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応するコールセ

ンター方式を平成 30 年 2 月 1 日から導入。
(厚生労働省)

⑧ 性犯罪被害者が情報入手する際の利便性の向上

警察において、現行の「性犯罪 110 番」等の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の向上に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供することにより、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。

(警察庁)

- ・ 平成 29 年 8 月、性犯罪被害者が警察により相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号（#8103（ハートさん））の運用を開始。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、犯罪被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得てその被害者の連絡先や相談概要等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるよう努めた。

(警察庁)

⑨ 性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実

第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）に基づき、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを含む支援体制の整備を図るとともに、被害者支援の充実を図る。

(内閣府、警察庁、厚生労働省)

- ・ 性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援機関（男女共同参画センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等）の相談員を対象とした研修を、平成 30 年 1 月から 2 月にかけて計 4

回実施。

(内閣府)

- ・ 都道府県によるワンストップ支援センターを活用した性犯罪・性暴力被害者支援の取組を促進するため、平成 29 年度、「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」を創設。平成 29 年度中、6 県が性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターを開設し、42 都道府県において 42 か所設置済み。

(内閣府)

⑩ 人身取引事犯における被害者の保護の推進

人身取引事犯の被害者の多くが女性や児童である点を踏まえ、人身取引対策行動計画 2014（平成 26 年 12 月 16 日犯罪対策閣僚会議決定）等に基づき、関係機関と連携し、被害者の確実な認知や適正な保護等を推進する。

(警察庁、内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省)

- ・ 関係機関、N G O と連携し、被害者の確実な認知や適正な保護等を推進。警察相談専用電話や匿名通報等の窓口において、人身取引事犯を見逃すことのないよう相談や通報等に対応している。

(警察庁)

⑪ 被害児童に対する継続支援の実施

少年補導職員、少年相談専門職員等により、個々の被害児童の特性に応じた計画的なカウンセリングの実施や、家庭、学校、児童相談所等と連携した環境調整等による継続的な支援を行う。

(警察庁、文部科学省、厚生労働省)

- ・ 都道府県警察では、少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能等を有する少年補導職員等が、心理学等の専門家からのアドバイスを受けながら、被害児童に対してカウンセリングを実施したり、関係機関と連携して家庭環境の調整を行うなど、被害児童に対する継続的支援を実施。

(警察庁)

- ・ 平成 29 年度においては、子供の性被害（性的搾取等）に係る被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援

を行うスクールソーシャルワーカーの適正な配置を支援し、学校における教育相談体制の充実に努めた。

(文部科学省)

⑫ 婦人保護事業における要保護女子等の保護・支援

様々な困難を抱えた女性に対し、婦人相談所職員又は婦人相談員による相談、関係機関と連携した情報提供・同行支援等を行うほか、婦人相談所における一時保護、婦人保護施設における入所女性の同伴児童に対する入進学支度金等の中長期的な支援及びアフターケア、DV被害者等自立生活援助モデル事業等を実施する。

また、婦人保護事業については、現状を把握し、実態を踏まえた事業の改善に向けた検討を行う。

(厚生労働省、内閣府、警察庁、法務省)

・ 以下の①及び②について、平成 29 年度から新たに実施するとともに、従前実施している③について、引き続き取り組んだ。

- ① 婦人保護施設入所者が就職活動を行うために必要な入所者及び同行職員に係る旅費の支給を可能とし、就労支援を充実。
- ② 婦人相談所を始めとする婦人保護事業について、見直しに向けた検討を推進するため、支援内容等に関する実態把握を調査研究事業として実施。
- ③ DVシェルターに入所している被害女性等に対して、自立支援、退所後の地域生活の定着支援に関するモデル事業を実施。

(厚生労働省)

⑬ 児童福祉施設等における支援

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童家庭支援センターにおいて、性的虐待、児童ポルノ事犯の被害等により心身に有害な影響を受けた児童等に対し、児童相談所や市町村等の関係機関と連携して相談支援を行うとともに、担当職員を配置して心理療法を実施する。また、平成 28 年 5 月に児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児福法改正法」という。）が成立し、個々の児童の状況に応じた柔軟な自立支援を行うとともに、児童の身近な場所における継続的な支援を実施するため、

- ・ 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付け
- ・ 18 歳以上の者に対する施設への入所措置や里親委託等の支援の継続
- ・ 市町村において児童等の実情の把握、情報提供等の支援を一体的に提供する支援拠点の整備を担う努力義務の創設

に関する規定が盛り込まれたことから、その着実な施行を図る。

（厚生労働省）

- ・ 従前実施している①及び②について、引き続き取り組むとともに、③及び④について、平成 29 年度から新たに実施。

① 児童家庭支援センター運営等事業

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設及び児童家庭支援センターにおいて、性的虐待、児童ポルノ事犯の被害等により心身に有害な影響を受けた児童等に対し、児童相談所や市町村等の関係機関と連携した相談支援を実施。（児童家庭支援センター設置箇所数 122 か所（平成 29 年 10 月現在））

② 心理療法担当職員の配置

心理療法担当職員を配置し、虐待等による心的外傷を持つ児童に対して心理療法を実施。

③ 里親支援事業

里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を実施。（平成 29 年度実績：全ての都道府県・指定都市・児童相談所設置市において実施）

④ 社会的養護自立支援事業等

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていたが18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者について、原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業を実施。

（厚生労働省）

⑭ 日本司法支援センターによる支援

日本司法支援センター（法テラス）において、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、犯罪被害者からの電話や事務所窓口での問合せに対し、犯罪被害者対応専門の職員が法制度の紹介や相談窓口の案内、被害者支援に精通した弁護士の紹介等を行う。また、同センターによる日本弁護士連合会委託援助業務の活用によって、資力の乏しい被害者に対し、加害者への損害賠償請求等の弁護士活動に係る弁護士費用等の援助を行う。このほか、同センターにおいては、児童虐待の被害児童等に対し、資力を問わず、その被害の防止に必要な法律相談を実施する。

（法務省）

- ・ 日本司法支援センター（法テラス）において、犯罪被害者からの電話や事務所相談窓口での問合せに対し、犯罪被害者対応専門の職員が法制度の紹介や相談窓口の案内、被害者支援に精通した弁護士の紹介等を実施。

また、法テラスによる日本弁護士会連合会委託援助業務の活用によって、資力の乏しい被害者に対し、警察への被害届、刑事告訴や刑事和解交渉等の弁護士活動に係る弁護士費用等の援助を実施。このほか、総合法律支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、法テラスにおいて、児童虐待の被害児童等に対し、資力を問わず、その被害の防止に必要な法律相談の実施を内容とするDV等被害者法律相談援助業務を開始。

（法務省）

⑮ 心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等

児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、定期的に検証及び評価を行うこと等により、児童の保護施策の推進を図る。

（警察庁、厚生労働省）

- ・ 平成 28 年 3 月 30 日に開催した犯罪被害者等施策推進会議において、児童買春・児童ポルノ禁止法第 16 条の 2 の規定に基づき、平成 26 年 7 月 15 日（児童買春・児童ポルノ禁止法の一部を改正する法律の施行日）から平成 27 年度末までに各府省庁において講じられた児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況について検証・評価を実施。

（警察庁）

- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法第 16 条の 2 の規定に基づき、社会保障審議会児童部会に設置された「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」を平成 29 年 6 月に開催。検証・評価の対象施策については、社会保障審議会における専門的な知識経験による検証・評価を実施する観点から、被害児童の主な保護措置である児童福祉法に基づく措置を対象とするとともに、施策横断的な課題に取り組むための調査研究「児童自立支援施設の措置児童の被害実態の的確な把握と支援方策等に関する調査研究」を行うこととした。

（厚生労働省）

⑩ 被害児童に対する調査研究の実施

自画撮り被害に遭った児童の心理特性に関する調査研究を行い、その結果を被害防止施策に活用する。

（警察庁）

- ・ 自画撮り被害を抑止するための施策に活用するため、自画撮り被害に遭った児童と被害に遭っていない児童の 2 つのグループを対象として、心理やインターネット利用に関するルール等を調査項目とする「自画撮り被害に係る意識等の調査」を実施。

（警察庁）

⑪ 暴力の被害実態等の調査の実施

性犯罪被害等、暴力の被害実態等を把握する調査を実施する。

（内閣府）

- ・ 男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、3 年に 1 度を目途に、配偶者からの暴力の被害経験等、男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査を行っているところ、平成 29 年度は、刑法改正等を踏まえ、無理やり性交等をされた経験について女

性のみでなく性別を問わずに調査対象とするなど、調査対象及び調査項目の見直しを行った上で「平成 29 年度男女間における暴力に関する調査」を実施。

(内閣府)

⑱ 相談・支援の在り方の検討

若年層の性的搾取等に係る相談・支援の実態を把握し、相談・支援の在り方についての検討を行う。

(内閣府)

- ・ 若年層における性的な暴力の被害者支援の充実に向けて、被害事例の収集等を通して被害の実態及び被害者支援状況等を把握するとともに、被害者のニーズに即した効果的な相談・支援の在り方等について検討を行った。

(内閣府)

5 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生

① 児童の性を売り物とする営業の禁止等に関する条例制定の支援

児童の性を売り物とする営業が大都市圏を抱える地域に偏在している実態に鑑み、地方公共団体が地域の実態に応じて当該営業の禁止等に関する条例を制定しようとするときは、先行して制定された類似の条例の効果等を含む専門的知見を有する関係機関が適切な助言等を行う。

(警察庁、内閣府、法務省)

- ・ いわゆる「JKビジネス」の営業を規制する条例の改正をしようとする地方公共団体に対して、先行して制定・改正された条例の内容や効果等の情報を提供するとともに、適宜必要な助言を実施し、また、大都市圏を抱える地方公共団体を中心にこうした取組が進むように、都道府県警察の関係者を集めた会議等で周知、指示。平成30年3月までに5都府県（東京都・神奈川県・愛知県・大阪府・兵庫県）において「JKビジネス」を規制する条例が制定・改正。

(警察庁)

- ・ 地方自治体が、児童の性を売り物とする営業(いわゆる「JKビジネス」)を規制する条例を制定・施行した際に、内閣府の青少年有害環境対策のホームページ上で掲載・公表することにより、情報提供を行い、青少年の非行・被害防止に関わる関係機関の取組向上を図るとともに、国民の青少年有害環境排除に対する意識の高揚を図った。

(内閣府)

② 児童ポルノに関わる規制についての検討に資するための調査

児童ポルノに関わる規制についての検討に資するよう、引き続き、我が国における児童ポルノ事犯の実態を調査するほか、G7を中心とした諸外国における児童ポルノ関連法規制について在外公館を通じて調査を行い、法規制に関する動向等についての調査を継続し、定期的に結果を取りまとめる。

(外務省、警察庁、法務省)

- ・ 諸外国や国連等多国間の枠組みにおける子供の性被害に係る関連法規制及び規範形成に向けた動向について情報収集を実施。

(外務省)

- ・ 平成30年3月、平成29年中の子供の性被害の状況についての取りまと

めを実施。
(警察庁)

③ 児童の性的搾取等事犯に対する取締りの強化と厳正な対応

- 児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反等による児童の性的搾取等事犯に対する取締りを強化する。特に、児童ポルノ事犯については、都道府県警察の合・共同捜査を積極的に推進するなどして、低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯、児童ポルノ販売グループ等による事犯、ファイル共有ソフト利用事犯等の悪質な児童ポルノ事犯の検挙の徹底を図る。また、児童ポルノ事犯の情報集約・分析により、被害児童を特定して保護するとともに、製造被疑者を検挙することにより児童ポルノの供給源を根絶する。平成 27 年 7 月に罰則の適用が開始された「自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持等罪」については、引き続き適切な適用に努める。

また、人身取引対策行動計画 2014 等に基づき、関係機関と連携し、人身取引撲滅に向けた厳正な取締りを推進する。

(警察庁、法務省、内閣官房、内閣府、厚生労働省)

- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反等の子供の性被害事犯に対する取締りを推進した。平成 29 年における児童ポルノ事件の検挙件数は 2,413 件、検挙人員は 1,703 人で過去最多を更新。児童買春事件等（児童買春、淫行をさせる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例））の合計の検挙件数は 2,580 件、検挙人員は 2,057 人。また、都道府県警察の合・共同捜査を積極的に推進するなどして、低年齢児童を狙ったグループによる事犯、児童ポルノ販売グループ等による事犯、ファイル共有ソフト利用事犯等の悪質な児童ポルノ事犯に対する検挙に努めた。

(警察庁)

- 児童の性的搾取等事犯に対し、児童買春・児童ポルノ禁止法等の関係法令の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努める。

(法務省)

- ・ 検察において、子供の性被害（児童の性的搾取等）事犯に対し、平成 27 年 7 月より適用が開始された「自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持等罪」も含め、児童買春・児童ポルノ禁止法等の関係法令を積極的に活用し、法と証拠に基づき、厳正な科刑の実現に努めた。
(法務省)

④ 風俗実態の把握及び風俗関係事犯の取締りの推進

悪質・違法な風俗店等が児童の性的搾取等の温床となり得ることを踏まえ、繁華街・歓楽街を中心とした視察、立入り等を通じた違法風俗店等の実態把握に努めるとともに、風俗関係事犯の取締りを推進する。
(警察庁)

- ・ 繁華街・歓楽街を中心とした視察、立入り等を通じた違法風俗店等の実態把握に努めるとともに、風俗関係事犯の取締りを推進。平成 29 年中は、全国で 4,824 件、4,638 人の風俗関係事犯を検挙。
(警察庁)

⑤ 悪質な関連事業者に対する責任追及

インターネット利用児童ポルノ事犯の捜査において、児童ポルノの提供等に利用されているサイト管理者、サーバ管理者等に対する指導・警告を徹底するとともに、自ら管理する掲示板に児童ポルノの投稿を促すなど違法行為に関与している悪質な関連事業者に対して、積極的な捜査を行い、刑事責任を追及する。
(警察庁)

- ・ インターネット利用児童ポルノ事犯において、児童ポルノの提供等に利用されるサイト管理者等に指導・警告を実施するとともに、自ら管理する掲示板に児童ポルノの投稿等を促すなど違法行為に関与している悪質な関連業者等に対して積極的な捜査を行い、刑事責任の追及に努めた。
(警察庁)

⑥ 子供女性安全対策班による活動の推進

警視庁及び道府県警察本部に設置されている子供女性安全対策班が、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙、指導、警告等の措置を講じているところ、これらの先制・予防的活動を積極的に推進することにより、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努める。

(警察庁)

- ・ 警視庁及び道府県警察本部に設置されている子供女性安全対策班が、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙、指導、警告等の措置を講じ、これらの先制・予防的活動を積極的に推進することにより、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めた。

(警察庁)

⑦ 児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化

児童が被害者等である事件に関し、児童の負担軽減等のため、検察、警察及び児童相談所の各関係機関において、日頃から緊密な情報交換を行う窓口を設置するとともに、児童の事情聴取に先立って、各関係機関の担当者が協議を行い、代表者が聴取する取組を実施するなど、対応方針を検討する運用を推進する。

(法務省、警察庁、厚生労働省)

- ・ 法務省、警察庁及び厚生労働省においては、検察庁、警察及び児童相談所が連携し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討したり、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を推進。

(法務省、警察庁、厚生労働省)

⑧ 捜査・公判における犯罪被害児童等の保護

証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度及び一定の犯罪の被害児童等に関し、公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知を徹底するとともに、検察官等の意識を向上させる。また、証人への付添い、遮へい、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。

(法務省)

- ・ 法務省・検察庁においては、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度、平成 28 年に改正・施行された刑事訴訟法により導入された、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者の氏名等を被告人に知らせてはならない旨の条件を付するなどする措置をとることができる制度等について、円滑な運用に取り組んでいる。また、検察官等を対象とする研修において、犯罪被害者等の情報保護の制度、犯罪被害者等の保護・支援についての講義を実施。

平成 29 年中に、児童が証人となる場合を含む、証人尋問の際に採られた犯罪被害者の保護のための措置のうち、証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の延べ人数は 78 人、証人尋問の際に遮へい措置が採られた証人の延べ人数は 1,105 人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ人数は 225 人である。(注)

(注) 上記の数値については、平成 28 年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成 29 年以降は当該事件の終局日を基準に計上している（なお、平成 28 年以前に決定等がなされ平成 29 年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。）。この計上基準日の変更により、平成 29 年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。

(法務省)

⑨ 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の実施

刑事施設において、強制わいせつ、強姦その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足がある受刑者を対象に、認知行動療法の手法をベースとしたグループワーク等により構成された性犯罪再犯防止指導を実施する。同指導の効果的な実施に当たり、これまでの処遇効果の検証を踏まえた上で、指導の実施体制及び指導実施対象者の選定方法等の充実を図る。

(法務省)

- ・ 刑事施設 19 庁において性犯罪再犯防止指導を実施した。また、同指導の効果的な実施に資するよう、対象者の再犯リスクの高さや問題性の程度を判定するリスクアセスメントツールを改訂し、対象者の選定方法の充実を図った。

(法務省)

⑩ 少年院における性非行防止指導の実施

本件の非行名が性非行に該当する者（例えば、集団強姦、強盗強姦、強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ目的略取等）又はそれには該当しないものの、性的な動機により本件非行を惹起した者（性的な動機に基づく「窃盗」や「傷害」、いわゆる痴漢や盗撮である「迷惑防止条例違反」等）のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められる者を対象に、性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けることを目的として、ワークブックを用いたグループワーク又は個別指導を中核に位置付け、そこに対人関係指導、被害者心情理解指導、性教育等を組み合わせた包括的な性非行防止指導を各少年院で実施する。

また、重点的かつ集中的に同指導を実施する必要がある在院者については、重点指導施設に移送して行っているところ、同指導に係る効果検証を適切に進め、PDCAサイクルに基づくプログラムの充実を図る。

(法務省)

- ・ 少年院においては、本件非行が性非行に該当する者（強制性交等、強制

わいせつ等）又は性的な動機により本件非行を惹起した者のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められる在院者に対して、少年院法に定める特定生活指導の一つである性非行防止指導を実施した。同指導は、女子少年院を除く各少年院で実施したほか、特に重点的かつ集中的に同指導を実施する必要がある者については、重点指導対象者に指定し、重点指導施設（全国で2施設）に移送して指導を実施。また、平成29年度、在院者の特性に応じた指導の充実を図るため、知的能力に制約のある者を対象とした教材を新たに整備。さらに、効果検証について、これまで重点指導対象者を中心に効果検証を実施してきたところ、重点指導対象者以外についても検証対象に加えるなど、効果検証体制を強化。

（法務省）

⑪ 保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの実施

保護観察所において、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者のうち、

- ・ 本件処分の罪名に、強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ・準強姦、集団強姦等（いずれも未遂を含む。）が含まれる者
- ・ 本件処分の罪名いかんにかかわらず、犯罪の原因や動機が性的欲求に基づく者

を対象に、心理学等の専門的知識に基づき、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、その犯罪的傾向を改善することを目的とした性犯罪者処遇プログラムを実施する。

また、実施状況について検証等を行い、効果的な実施方法について検討する。

（法務省）

- ・ 保護観察所において、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のうち、性的欲求に起因する犯罪行為を行った者に対して、性犯罪に結びつくおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等について理解させ、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させるため、性犯罪者処遇プログラムを実施しており、平成29年に特別遵守事項として受講を義務付けられ同プログラムを開始した人員は950人であった。また、性犯罪者処遇プログラムにおける矯正・保護実務者研究協議会を開催し、矯正施設及び保護観察所双方における性犯罪者に対するプログラムの実施状況を確認し、施設内に引き続き、社会内においても性犯罪者処遇プログラムがより一層効果的に実施されるよう、実務者レベルでの協議を実施。

(法務省)

⑫ 子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の運用

13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について法務省から情報提供を受け、当該出所者の所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該出所者の同意を得て行う面談を一層推進することにより、再犯防止に向けた措置の強化を図る。

(警察庁)

- ・ 13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について法務省から情報提供を受け、当該出所者の所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該出所者の同意を得て行う面談を推進し、再犯防止に向けた措置を強化。

(警察庁)

6 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

① 潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員の意識啓発

地方公共団体等と連携し、潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員の意識啓発を図り、性的搾取等の被害児童の早期発見に努める。

(厚生労働省)

- ・ 子どもの虹情報研修センター及び各都道府県における「児童福祉司任用前講習会」、「児童福祉司スーパーバイザー研修」等の各研修において、性的虐待への対応に関するカリキュラムを盛り込み、児童虐待対応に携わる児童相談所、市町村、児童福祉施設等の職員に対して研修を実施。

(厚生労働省)

② 被害児童の早期発見・支援活動の推進のための学校関係職員の対応能力の向上

教育委員会等に対する通知や都道府県等の生徒指導担当者を対象とした会議等を通じ、性的虐待を含む児童虐待の学校等における早期発見・早期対応のための取組の周知徹底を図る。また、健康教育に関する指導者養成研修において、健康相談・保健指導の基本的な考え方、心身の健康問題やその背景の把握方法、保健指導内容、児童やその保護者への基本的な対応方法等について、演習等を実施する。

(文部科学省)

- ・ 平成 29 年 10 月 30 日に「平成 29 年度『児童虐待防止推進月間』の実施について（通知）」の通知を各都道府県教育委員会等に発出し、学校等における早期発見・早期対応のための取組を促した。

(文部科学省)

- ・ 平成 29 年 6 月 7 日及び平成 30 年 1 月 26 日、都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を対象とした会議（生徒指導担当者連絡会議）を開催し、延べ 281 人の参加者に対して、性的虐待を含む児童虐待の学校等における早期発見・早期対応のための取組の周知徹底を行った。

(文部科学省)

- ・ 健康教育に関する指導者養成研修において、健康相談・保健指導の基本

的な考え方、心身の健康問題やその背景の把握方法、保健指導内容、児童やその保護者への基本的な対応方法等について、演習等を実施（245 人が参加）。

（文部科学省）

③ 性的被害児童等に対するケアに関する研修の実施

子どもの虹情報研修センター等において、児童相談所職員等を対象に性的虐待への対応について研修を実施する。

（厚生労働省）

- ・ 再掲 6－① 性的虐待への対応に関するカリキュラムの研修での実施
（厚生労働省）

④ 日本司法支援センターによる支援体制の充実

日本司法支援センター（法テラス）において、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携の下、研修やマニュアル等の整備により、被害者等への支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上を目指す。また、同センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる、犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、二次被害及び支援者側に起こる二次受傷の防止のための方策等の研修を実施する。

（法務省）

- ・ 犯罪被害者支援に携わる弁護士によるサービスの向上を目指し、弁護士会との連携の下、犯罪被害者支援に関する研修を共催。また、犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、二次的被害防止に関する研修等を 8 回実施。

（法務省）

⑤ 情報教育の推進のための研修の実施

情報モラルを含む情報教育の充実を図るため、独立行政法人教員研修センターにおいて、各地域における情報教育の推進に当たり中核的な役割を担う指導主事・教員を対象とする研修を実施する。

（文部科学省）

- ・ 情報モラルを含む情報教育の充実を図るため、独立行政法人教職員支援機構において、各地域における情報教育の推進に当たり中核的な役割を担う指導主事・教員を対象とする研修を実施(125 人が参加)。
(文部科学省)

⑥ 児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上

情勢の変化に的確に対応し、児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上を図るため、引き続き児童の性的搾取等事犯捜査に特化した研修を実施する。

(警察庁)

- ・ 都道府県警察において児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害事犯の捜査に従事する幹部警察官 30 人を対象に、捜査に必要な専門的知識及び技能の向上を図る研修を 5 日間実施。

(警察庁)

⑦ 被害児童の心情に配慮した聴取技法の普及

二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童の心情や特性を理解し、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について都道府県警察への普及を図る。

(警察庁)

- ・ 都道府県警察における被害児童からの聴取を行う担当者 30 人を対象に被害児童の心情に配慮した聴取技法の向上を図るための研修を 9 日間実施。

(警察庁)

⑧ 被害児童の支援担当者への研修内容の充実

警察庁において、都道府県警察の被害児童支援担当者の能力向上を図るため、カウンセリングの実施方法、事案発生時の的確な対処方法、被害からの立ち直り支援方策等、児童の性的搾取等に係る事犯等の特徴を踏まえた被害児童支援について研修内容を充実させる。

(警察庁)

- ・ 都道府県警察の被害児童支援担当者 30 人を対象に被害児童支援に係る知識の向上を図るための研修を 9 日間実施。

(警察庁)

⑨ 検察官に対する研修等の実施

検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会を通じて、児童ポルノに係る関係法令に関する講義を実施するなどして、児童の性的搾取等事犯に対する更なる意識の向上等に努める。

(法務省)

- ・ 検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会を通じて、児童ポルノに係る関係法令に関する講義を実施。

(法務省)

⑩ 学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセラー等の配置等の推進

文部科学省において、児童の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーや教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーをニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）等に基づいて配置し、相談体制の整備を支援すること等により、児童ポルノ事犯の被害に遭った児童が相談しやすい体制を整備し、早期発見等に資する。また、児童ポルノ事犯を含む事件・事故や災害によって心のケアが必要になった児童に対応するための学校へのスクールカウンセラーの緊急派遣につき、（費用補助による）支援を行う。

(文部科学省)

- ・ 平成 29 年度においては、性被害の被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーの適正な配置や、スクールカウンセラーの緊急派遣を支援し、学校における教育相談体制の充実に努めた。

(文部科学省)

⑪ 被害児童に対する継続的支援のためのカウンセリング態勢の整備

被害児童の精神的打撃の軽減を図るための継続的な支援は、専門知識が必要な場合も多いことから、警察において、あらかじめ臨床心理学、精神医学等の専門家を委嘱しておくなど、必要に応じて支援を担当する警察職員が部外の専門家の助言を受けることができる態勢を整備する。

(警察庁)

- ・ 平成 29 年度、全国の都道府県警察においては、少年補導職員等が心理学等の専門家からアドバイスを受けることができるよう、臨床心理士、精神科医等の専門家 124 人を被害少年カウンセリングアドバイザーに委嘱。

(警察庁)

⑫ 児童相談所の体制及び専門性の強化

児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童相談所強化プラン（平成 28 年 4 月 25 日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部策定）に基づき、平成 31 年度までに児童福祉司等の専門職の増員等を図るとともに、平成 28 年児福法改正法を踏まえて受講が義務化された児童福祉司等の研修等を始めとした都道府県等における研修実施を支援する。

(厚生労働省)

- ・ 児童相談所強化プランに添って児童福祉司等の専門職の増員が図られるよう地方交付税要望を行うとともに、平成 28 年の児童福祉法の改正で新たに義務付けられた研修等を実施するため、児童虐待・DV 対策等総合支援事業において、研修メニューの組み替えを行い、都道府県等が当該研修を実施することができるよう、また、研修を円滑に行うため、研修手続全般を担う研修専任コーディネーターを都道府県等に新たに配置できるよう、支援を強化。

(厚生労働省)

⑬ 婦人保護事業における要保護女子等の支援体制の強化

婦人保護事業において要保護女子等を適切に保護・支援するため、婦人相談所等職員への専門研修事業、心理療法担当職員の配置、同伴児童のケアを行う指導員の配置、夜間警備体制の強化を行う。

(厚生労働省)

・ 以下の①～③について、平成 29 年度から新たに実施するとともに、従前実施している④について、引き続き取り組んだ。

- ① 婦人相談所職員や婦人相談員等への専門研修事業の実施回数を増やし、研修を充実させた。（年 1 回→年 3 回）
- ② 婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、勤務実態に応じた手当額となるよう、月額最大 14 万 9,300 円（従前 10 万 6,800 円）に引き上げ。
- ③ 婦人相談所の一時保護所及び婦人保護施設における同伴児童対応職員の配置を拡充し、同伴児童に対する支援体制を強化。（最大 2 名まで配置可能→最大 3 名まで配置可能）
- ④ 要保護女子等を適切に保護・支援するため、警備員を配置し夜間警備体制の強化を図るとともに、心理療法担当職員を配置し心理的ケアを実施（平成 29 年度実績：一時保護所 47 か所中 35 か所、婦人保護施設 47 か所中 22 か所）。

(厚生労働省)